



大 都 開 第 3 6 5 号  
平成 2 3 年 1 1 月 3 0 日

社団法人  
全日本不動産協会  
滋賀県本部 様

大津市長 目片 信



## 大津市開発事業の手續及び基準に関する条例（案）に関する パブリックコメントの実施について（お知らせ）

初冬の候、貴会におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市の開発指導行政にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、開発許可に関する手續及び基準の透明性、公平性、実効性を高めることを目的として、平成 2 4 年 7 月 1 日付の施行を目標に、開発事業指導要綱を条例化する作業を進めています。このたび、その条例（案）を取りまとめましたので、大津市パブリックコメント制度に基づき、下記の要領で市民のみなさまのご意見を募集することとなりました。

つきましては、貴団体会員のご意見も頂戴したく、ご周知のほどよろしく申し上げます。

### 記

#### 1 条例（案）の公表期間及び意見の募集期間

平成 2 3 年 1 2 月 9 日（金曜日）～平成 2 3 年 1 2 月 2 8 日（水曜日）まで

#### 2 条例（案）の公表先

- ・開発調整課（市役所本館 3 階）・・・平日 9 時～1 7 時
- ・市政情報課市政情報コーナー（市役所本館 1 階）閲覧のみ・・・平日 9 時～1 7 時
- ・大津市ホームページに掲載

#### 3 意見の提出方法

- ・意見書には、案件名、該当箇所、氏名または団体名、住所、電話番号を記入して、次のいずれかの方法で提出してください。（意見書の様式は特に問いません。）
- ・提出された意見は返却しません。
- ・意見書の提出に使用する言語は、日本語とします。提出言語を日本語以外とした場合には、ご意見にあわせて日本語訳の添付を求める場合があります。
  - （1）直接提出：開発調整課（市役所本館 3 階）・・・平日 9 時～1 7 時
  - （2）郵便（はがき、封書）：〒 5 2 0 - 8 5 7 5 大津市御陵町 3 - 1 開発調整課あて
  - （3）FAX：0 7 7 - 5 2 3 - 1 5 0 5
  - （4）電子メール：otsu1308@city.otsu.lg.jp

#### 4 問合せ先

大津市都市計画部開発調整課 山川、高木（電話：0 7 7 - 5 2 8 - 2 7 7 3）